

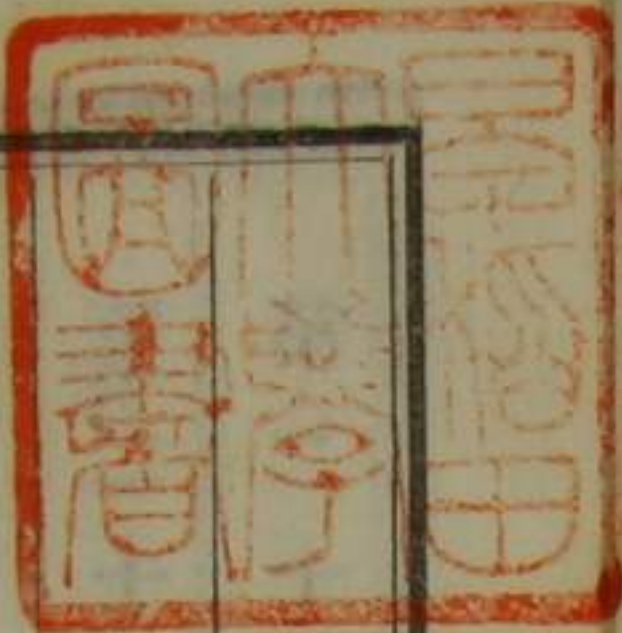
司法省總第一二六號附屬  
地方裁判所書記規則

1229





414  
A2694  
4



目錄

第一節 通則

第一條 書記課組織

第二條 外部ノ整理

第十三條 應接時間、受付室、受付函

第四條 職務總則

第十五條 到來書類

第十六條 記錄ノ調製、記錄號

第十七條 日記、事務番號

第十八條 記錄帳簿

第十九條 庶務記錄帳簿

第十三條 書記ノ獨立ニテ爲スヘキ事務

第十一條 書類ノ差出

大正十一年四月





第十二條	事務取扱中ノ書類ノ整理
第十三條	命令ノ實行
第十四條	定期簿
第十五條	裁判順序表
第十六條	揭示簿
第十七條	送達
第十八條	執達吏トノ事務交通執達委任簿
第二節 民事	
第十九條	民事々件簿、民事被告人見出簿
第二十條	婚姻、養子縁組及禁治産事件簿
第二十一條	民事控訴事件簿
第二十二條	民事期日簿
第二十三條	民事抗告事件簿

第三節 破産事件	
第二十四條	破産事件簿、破産記録
第二十五條	債權表
第二十六條	執行力アル正本ノ付與
第二十七條	公告
第四節 刑事	
第二十八條	内部事務ノ區域
第二十九條	送達、執行
第三十條	刑事期日簿、刑事控訴期日簿
第三十一條	抗告及上級裁判所タル刑事部ノ裁判
第五節 附則	
第三十二條	第三十三條 附則



地方裁判所書記規則

第一節 通則

第一條 地方裁判所書記課(裁判所構成法第八

條)ハ之ヲ數部ニ分ツコトヲ得

裁判所書記ハ互ニ代理ヲ爲シ又事務繁多ナ

ルトキハ相補助スヘシ

書記課ニ雇員ヲ置キタルトキハ淨書、謄寫及

記録編綴ニ從事セシメ其他書記ノ事務ヲ補

助セシムルコトヲ得

第二條 裁判所ノ公廷及事務室ニハ其入口ニ

番號及名稱ヲ揭示スヘシ

廣大ナル地方裁判所ニ於テハ前項ノ番號及

名稱ヲ附シタル圖面ヲ裁判所内適宜ノ場所



ニ揭示スヘシ

各事務室ニハ備置ノ什器目錄ヲ掲クヘシ

書棚並ニ書類入ノ外ニハ現ニ取扱中ノ事務ニ屬スル記録及書類ニ限り之ヲ置クコトヲ得

書棚ニハ見出札ヲ附シ明ラカニ記録及書類ノ區別ヲ示スヘシ

第三條 書記ハ休暇日ヲ除ク外毎日少クモ二時間應接時間ヲ存シ且之ヲ裁判所内適宜ノ場所ニ揭示スヘシ

書記ノ應接時間ハ地方裁判所長之ヲ定ム

事務繁多ナル地方裁判所ニハ書類ノ受付其他應接ノ爲メ別ニ一室ヲ設クルコトヲ得

應接時間外ニ書類ヲ差出ス者ニ便スル爲必要ナルトキハ裁判所内便宜ノ場所ニ書類受付函ヲ置キ毎日二回以上廷丁ヲシテ開函セシムヘシ但開函時限ハ函面ニ表示スヘシ

第四條 書記ハ調書、公判始末書、文書判事ノ起命、起草スル正本、抄本、謄本、認證書、判決確定證明書及執行文ヲ作り記録及書類ノ整頓、保存ヲ掌リ帳簿及表ヲ作り其他事務取扱上必要ナル事務ニ服スヘシ

監督書記ハ主トシテ司法行政ニ係ル事務ヲ執リ且統計ニ係ル事務ヲ總括スヘシ

監督書記差支ノ場合ニ於テハ地方裁判所長ノ指定シタル書記其職務ヲ行フ



第五條 裁判所ニ到來ノ封書ハ其宛名ニ從ヒ  
 主務ノ部長若ハ書記之ヲ開披ス單ニ裁判所  
 宛ノモノハ地方裁判所長之ヲ開披シ書記課  
 宛ノモノハ監督書記之ヲ開披ス  
 書類ヲ受付クルトキハ書記其外面ノ見易キ  
 所ニ年月日ヲ記入シ附屬ノ書類アルトキハ  
 其數ヲ附記スヘシ  
 若シ書類受付ノ當日主務書記ノ手ニ達セサ  
 ルトキハ主務書記ハ更ニ其受付ノ年月日ヲ  
 記スヘシ

第六條 同一ノ民事刑事ノ事件ニ關スル書類  
 ニ付記録ヲ作ル又同種ノ事件ニ關スル書類  
 ハ類聚記録又ハ庶務記録ト爲スコトヲ得

各記録ニハ記録號ヲ附ス記録號ハ各事件簿  
 ノ符號文字レ通常訴訟ナ稱スルハ(ワ)類ノ如シナ  
 及進行番號ニ事務年度ノ年數ヲ加ヘ之ヲ作  
 ル(例ヘハ通常訴訟ニシテ二十三年第一號ナ  
 レハ「二三(ワ)一」ト記シ證書訴訟ニシテ二十三  
 年第二號ナレハ「二三(カ)二」ト記スルノ類ノ如  
 シ)  
 庶務記録ノ記録號ハ庶務記録帳簿ノ節ノ數  
 字及其番號ヲ以テ之ヲ作ル(例ヘハ第一節ノ  
 イノ第一號ナレハ「壹一」ト記スルノ類ノ如  
 シ)  
 檢事局ノ書記課ニ於テ記録ヲ作りタル事件  
 ハ地方裁判所ハ其記録號トシテ檢事局ノ記



録號ヲ用ユ

記録ハ每葉丁數ヲ附ス其表紙ハ厚紙ヲ用ユ  
ヘシ控訴院長ハ事件ノ種類ニ依リ定式ノ表  
紙ヲ用ヒサルコトヲ定メ且通常ノ紙ノ表紙  
ヲ用ユルコトヲ定ムルヲ得  
表紙ニハ裁判所及事件ノ名、民事ノ原被告人  
又ハ刑事ノ被告人ノ氏名並ニ記録號ヲ記シ  
勾留事件ハ勾留事件タルコト其他特別ニ至  
急ヲ要スル事件ハ至急事件タルコトヲ記ス  
ヘシ  
記録ヲ既済トシテ藏置スルコトハ事件終局  
ノトキ裁判所ノ命令ニ從ヒ之ヲ爲ス  
記録ノ表紙ニハ既済トシテ藏置スル年度及

保存ノ終ル年ヲ記スヘシ  
控訴審及抗告審ニ於テ成立チタル書類ハ第  
一審ノ記録ト併合スヘキモノトス但一般又  
ハ特別ノ命令ニ依リ原本又ハ謄本ヲ以テ殘  
シ置クヘキ書類ハ裁判所書記之ヲ類聚記録  
ト爲ス  
裁判所裁判ノ原本ヲ殘シ置クヘキコトヲ命  
シタルトキハ第一審ノ記録ニ附スヘキ謄本  
ニモ(民事訴訟法第四百三十一條)民事訴訟法  
第二百三十七條第三項、第五百十六條第二項、  
第五百二十四條、第五百六十條ニ從ヒ裁判ノ  
原本ニ掲クヘキ記入ヲ爲スヘシ  
類聚記録ノ調製ニ關スル細則ハ地方裁判所



長之ヲ定ム

第七條 書類ノ受授ヲ明カニスル爲書式第一號ニ從ヒ日記ヲ作ル此日記ニハ總テノ書類ヲ登記ス但送達證書ハ判事命令ノ記載ヲ要スルトキノミ之ヲ登記ス附屬書類ハ特別ノ必要アルトキ又ハ錯誤ヲ防クニ必要ナルトキノミ或ル書類ニ附屬スルモノナルコトヲ記ス(例ヘハ「一」ニ「ト」記シ第一號書類ニ附屬ノ旨ヲ示スノ類ノ如シ)

記録號ト日記ノ番號トヲ併記シ事務番號ト爲ス事務番號ハ各書類ノ第一丁ノ右ニ附ス事務番號ヲ作ルニハ其書類區裁判所ヨリ差出シタル記録ニ屬スルモノト雖モ第二審ノ

記録號ヲ用ニ  
日記ノ登記ハ到來ノ日之ヲ爲スコトヲ要ス  
書類到來ノ日主務書記ノ手ニ達セサルトキハ第二欄ニ兩日ヲ記スヘシ  
記録ノ初メニハ番號目錄紙ヲ附スヘシ目錄紙ニハ年度ヲ題記シ次ニ日記ノ番號ヲ順次ニ記スヘシ處分濟ノ書類ヲ記録ニ綴込又ハ他ニ遞付スルトキハ目錄ノ番號ヲ抹消シ且書類ヲ他ニ遞付スル場合ニ於テハ遞付先ヲ記スヘシ  
書類書記課ニ在ル間ハ其取扱手續ニ付證明ヲ要セス第八欄ハ書記課ヨリ他ニ遞付スルトキノミ之ヲ用ニ



第八條 記録ハ帳簿(即チ事件簿)ニ登記シ且其  
 登記ノ順序ニ從ヒ之ヲ保存ス  
 帳簿ハ一年一冊ト爲スヲ例トス然レモ事務  
 年度終リタル後前年度ノ分ト合綴スルハ便  
 宜ニ任ス  
 一年間帳簿ニ記載シタル結果ハ年末ニ至リ  
 集合シテ事務一覽表ニ掲クヘシ新タニ調製  
 スル帳簿ニ記録ヲ移記スルコトハ(此場合ニ  
 ハ從來ノ記録號ヲ附スヘシ)第三年ノ初メニ  
 於テ尙ホ未済ナルトキニ限り之ヲ爲ス民事  
 訴訟記録ニ在テハ第四年ノ初メ未済ナルト  
 キニ限り之ヲ爲ス前年ノ帳簿ニ月日ヲ記入  
 スルトキハ其記入ノ年ヲ附記スヘシ

第九條 庶務記録ノ帳簿ハ書式第二號ニ從ヒ  
 之ヲ作ル  
 庶務記録帳簿ハ事件ノ種類ニ從ヒ數節ニ分  
 チ之ヲ記ス  
 庶務記録トハ司法ノ行政及監督事務ニ屬ス  
 ル記録其他特別ノ規程ニ係ル帳簿ニ載スヘ  
 カラサル一切ノ記録ヲ謂フ  
 第十條 書記ノ獨立ニテ終局シ得ヘキ申立ハ  
 假令裁判所宛ナルモ書記之ヲ終局ス其申立  
 不當ナルキハ之ヲ却下シ文書ニテ申立ヲ爲  
 シタルトキハ其旨ヲ文書ノ餘白ニ記入シテ  
 却下スヘシ  
 書記ヨリ他ノ官廳ニ爲スヘキ通知又ハ囑託



ハ原本紙一定用ヲ以テスルヲ例トス此場合ニ於テハ其文意ヲ關係書類ニ附記シ關係書類ナキモノハ帳簿ニ登記スヘシ但原案ノ殘置ヲ要スルモノハ其事件ノ記録ニ附ス書記ハ調書、呼出狀、召喚狀、勾引狀、勾留狀、送達狀、公判始末書、闕席裁判告知書、正本、抄本、謄本、證明書及證認書ニ官及氏名ヲ記シ捺印ノ上裁判所ノ印ヲ捺スヘシ其他書記ノ獨立ニテ作ルヘキ文書ハ官及氏名ヲ記シ捺印スヘシ

第十一條 書記ノ獨立ニテ終局スヘカラサル到來書類ハ記録ヲ添附シ判事ニ差出シ命令ヲ待ツヘシ送達證書ハ判事命令ノ記載ヲ要スルトキ又ハ書記其職務上ノ調査ニ依リ正

式ノ送達ナカリシコトヲ見出シタルトキノミ之ヲ差出スヘシ

第十二條 事務取扱中ノ書類ハ事務取扱上經過ノ程度ニ從ヒ之ヲ區別ス例ハ

- 一 事務番號ヲ附スヘキ書類(新事件)
- 二 判事決定又ハ命令ヲナス爲ニ差出スヘキ書類
- 三 寫字生、執達吏等ニ交付スヘキ書類
- 四 既済ノ書類

事務取扱中ノ書類ニハ之ニ屬スル記録又ハ關係書類ヲ添附ス特別ノ原因殊ニ記録及其附屬書類ノ大部ナル爲ニ分離ヲ要スルトキハ合併スルヲ得ルニ至ルマテ各別ニ之ヲ保



存ス

記録ノ終局遞付ハ記録帳簿ニ證記シ書類ノ終局遞付ハ番號目錄ニ證記スヘシ

第十三條

判事ヨリ起草ヲ命セラレタル文書

ハ解シ易キ官用ノ文章ヲ以テ之ヲ記シ其文

書ニハ事件ノ標目及事務番號ヲ附記シ且欄

外ニ取扱ノ種類(例ヘハ郵便ニ付スル送達、郵

便ニ依ル送達、書留郵便、執達吏ニ依ル送達、無

手敷料送達、送付等)ヲ記シ之ニ從ヒ淨書及謄

本ヲ作ル此場合ニ於テ執達吏ハ其受取ルヘ

キ書類ニ依リ何人ノ委任ニ依リ何人ニ送達

スヘキカ又如何ナル手續ニ依リ送達スヘキ

カ又至急ヲ要スルヤ否ヲ知ルヘキモノトス

右ニ付書記ハ書類ニ必要ナル附記ヲ爲スヘ

シ送達及交付ノ種類ハ略語ヲ以テ記スルコ

トヲ得

官廳ヘノ回答書ニハ其官廳ノ事務番號ヲ記

スヘシ

書式ヲ用ユヘキトキ之ヲ命令ニ掲ケサルト

キハ書記其書式ヲ記スルコトヲ要ス(例ヘハ

書式二五ニト記シ書式第二十五號ニ從フヘ

キコトヲ示スノ類ノ如シ)

書記判事ノ命令ニ依リ作ルヘキ文書ハ調査

ノ爲判事ニ差出スヘシ

記録遞付ノトキ判事ノ特ニ命令アルトキニ

限リ其謄本ヲ殘シ置クヘシ



書記ハ判事若ハ書記ノ署名シ又ハ認證スヘキ  
 キ淨書ヲ原本ト校合シ且判事ノ署名スヘキ  
 モノハ之ニ檢印シテ誤謬ナキコトヲ證スヘ  
 シ

第十四條 書記ハ職務上注意スヘキ期日(民事  
 ノ口頭辯論刑事ノ公判ノ爲ノ期日ヲ除ク)及  
 期間ノ爲書式第三號ニ從ヒ定期簿ヲ作ル進  
 行番號ハ登記ヲ爲ス日毎ニ數字ノ一ヲ以テ  
 始ム

記録ハ判事ヨリ他ノ命令ナキトキハ期日ヨ  
 リ二十四時間前ニ差出スヘシ記録ヲ判事ニ  
 差出シタルトキハ進行番號ヲ抹消シ之ヲ表  
 示スヘシ

期日ニ作りタル調書ハ定式ノ手續ヲ履踐シ  
 タル後書記、記録號ヲ附シ直チニ定期簿ニ記  
 スヘシ

第十五條 裁判期日ニハ當日開廷スヘキ事件  
 ノ順序表ヲ作り裁判所(内適宜ノ場所ニ揭示  
 スヘシ)

順序表ニハ毎日進行番號、記録號、民事ノ原被  
 告人又ハ刑事ノ被告人ノ氏名及期日ノ時刻  
 ヲ記スヘシ

第十六條 揭示ニ付テハ左ノ欄ヲ設ケタル掲  
 示簿ヲ作ル

一 毎年進行番號

二 書類ノ名



三 事務番號

四 貼附ノ日、期間滿了ノ日、除去ノ日

五 備考

揭示書類ニハ貼附、除去ノ際「裁判所揭示板ニ貼附ス」裁判所揭示板ヨリ除去ストノ旨ヲ記シ其他年月日、官氏名ヲ記シ捺印スヘシ

第十七條

書記ハ遲滞ノ恐レアルトキ又ハ費用ヲ節減シ得ヘキトキハ郵便ニ依リ送達ヲ爲サシムヘキモノトス(民事訴訟法第百三十

六條第三項第四項、刑事訴訟法第十九條)但特

ニ執達吏ノ送達ヲ要スヘシト思料スルモノハ此限ニ在ラス

送達證書ヲ要セサル送達法律ヲサノ規程ニ拘ハ郵

第十八條

書記ト執達吏トノ委任授受ハ可成

口頭ニテ之ヲ爲スヘシ直チニ執行スヘキ委任ハ執達吏ニ送付ス其

他ノ委任ハ閉鎖スヘキ書函ニ書類ヲ差入ルルヲ以テ之ヲ爲ス書函ノ鍵ハ書記、執達吏各

一箇ヲ持ツモノトス書函ハ委任ニ關スル書類ヲ差入ル、爲書記

課中ニ之ヲ設ク書記ハ委任ニ關スル書類ヲ書函ニ差入ル、



トキ相當ノ區別ヲ爲シ置クヘシ(例ヘハ送達、  
 送付、執行、費用徴收事件、特別ノ官ノ委任ノ類  
 ノ如シ)  
 執達吏ハ定リタル時間ニ書記課ニ出頭シ且  
 求アリタルトキハ委任ノ取扱ニ付細報ヲ爲  
 シ新委任ニ付遺漏不完全ノコトアルトキハ  
 質問ヲ爲スヘシ  
 書記ト執達吏トノ委任授受ニ付テハ書面ヲ  
 以テ證スルヲ要セス若シ之ヲ必要トスルト  
 キハ書式第四號ニ從ヒ執達委任簿ヲ作ルヘ  
 シ  
 委任授受ニ委任簿ヲ用ユルトキハ委任書類  
 ニ其帳簿ヲ添ヘ書函ニ差入ルヘシ

第二節 民事  
 第十九條 民事事件ノ帳簿ハ書式第五號ニ從  
 ヒ之ヲ作ル(婚姻、養子縁組及禁治産ノ事件ヲ  
 除ク)  
 第一欄ニハ訴ヲ提起シタル月日ヲ記ス  
 第二欄ニハ權利拘束ト爲リタル月日(民事訴  
 訟法第九十五條)ヲ記シ督促手續ヲ經タル  
 モノナルトキハ支拂命令若ハ訴狀ヲ送達シ  
 タル月日(民事訴訟法第三百八十七條、第三百  
 九十一條、第九十五條)ヲ記ス  
 第六欄ニ記スヘキ進行番號ハ各小欄ニ付數  
 字ノ一ヲ以テ始ム其進行番號ハ記録號ヲ作  
 ル爲メニ用ユ(例ヘハ二十三年ニ於テ通常訴



訟十一件裁判所ニ繫屬シタルトキハ新タニ  
 繫屬スル通常訴訟ハ「二三」ト記スルノ  
 類ノ如シ  
 民事訴訟ニ付テハ五ヶ年ヲ包括スルイロハ  
 分ノ民事被告人見出簿ヲ作ル見出簿ニハ別  
 ニ二欄ヲ設ケ原告人ノ氏名及記録號ヲ記ス  
 ヘシ  
 判決確定ノ證明書(民事訴訟法第四百九十九  
 條)及執行力アル正本ヲ求ムルノ申立(民事訴  
 訟法第五百十六條)並ニ地方裁判所ノ管轄ニ  
 屬スル總テノ強制執行ニ關スル申立ハ訴訟  
 記録ニ附ス  
 一 訴訟トシテ提起シタル數箇ノ請求又ハ被

告ノ反訴ヲ分離シテ各別ノ訴訟ト爲シタル  
 トキハ(民事訴訟法第一百十八條)一ハ舊番號ニ  
 依リ他ハ新番號ヲ附ス  
 左ノ事件ニハ各新番號ヲ附ス  
 一 證書訴訟ニ於テ被告ニ留保シタル權利行  
 使ニ付テノ訴訟手續(民事訴訟法第四百九  
 十二條)  
 二 假差押(民事訴訟法第七百四十條)假處分(民  
 事訴訟法第七百五十六條)ノ申請  
 區裁判所ヨリ移送ヲ受ケタル民事訴訟ハ第  
 六欄ノ番號ノ側ニ畫線シ且第八欄ニ其事由  
 ヲ畧記スヘシ(民事訴訟法第九條第二項)  
 第二十條 婚姻、養子縁組及禁治産事件ノ帳簿



ハ書式第六號ニ從ヒ之ヲ作ル  
 記録號ヲ作ルニハ第一欄ノ進行番號ヲ用ユ  
 各訴訟ニ付第四欄ノ小欄ノ一ノミヲ用ユ婚  
 姻及養子縁組事件ニ付種々ノ申立アル場合  
 ニ於テ上欄ヲ用ヒタルトキハ下欄ヲ用ヒス  
 (例ヘハ婚姻ノ無効及離婚ノ申立ヲ爲シタル  
 トキハ第四欄ノ「三」ノミニ記入スルノ類ノ如  
 シ)  
 第四欄ニ記スヘキ進行番號ハ各小欄ニ付數  
 字ノ一ヲ以テ始ム若シ準禁治産事件ノ訴訟  
 ナルトキハ其番號ノ側ニ畫線シ之ヲ表示ス  
 ヘシ  
 第五欄ノ各小欄ニ付テハ手續ノ終局シタル

裁判所ノ小欄ノ「一」ヲ記入ス此欄ノ記入ニハ  
 訴訟事件ノ種類ヲ區別スル爲第四欄ノ小欄  
 中ノ文字ヲ用ヒテ「一」ノミニ記入ス  
 確定シタル判決ノ要旨ハ事務一覽表ヲ作ル  
 ニ必要ナルモ「二」ニ限リ第六欄ニ之ヲ記入ス  
 判決確定ノ證明書付與、假處分等ノ申立及其  
 裁判ニ關スル書類ハ訴訟記録ニ附ス  
 被告人見出簿ハ第十九條ノ規則ニ從ヒ之ヲ  
 作ル  
 第二十一條ノ民事控訴事件ノ帳簿ハ書式第七  
 號ニ從ヒ之ヲ作ル  
 第一欄乃至第五欄ハ期日ノ定マリタル後記  
 入シ第六欄第七欄ハ控訴審終局ノ後記入ス



數回ノ口頭辯論アリタルトキハ第六欄ニ最  
 後ノ口頭辯論ノミ記入ス  
 判決確定ノ證明書(民事訴訟法第四百九十九  
 條)及執行力アル正本ヲ求ムルノ申立(民事訴  
 訟法第五百十六條)并ニ控訴裁判所ノ管轄ニ  
 屬スル強制執行ニ關スル申立(民事訴訟法第  
 五百五條、第五百二十二條等)ハ訴訟記録ニ附  
 ス  
 區裁判所ニ記録ノ返還(民事訴訟法第四百三  
 十一條)ハ控訴完結ノ後之ヲ爲ス  
 第二十二條 第一審ノ口頭辯論期日ニ付テハ  
 書式第八號ニ從ヒ民事期日簿ヲ作ル  
 期日簿ハ各部ニ付二冊ヲ作ル

期日簿ニハ期日ノ月日ヲ首ニ掲クヘシ  
 進行番號ハ毎日數字ノ一ヲ以テ始ム第七欄  
 ニハ一年度ヲ通シテ對審ノ數ヲ記ス但裁判  
 ヲ待タス拋棄、認諾ヲ以テ其期日ヲ終局シタ  
 ルトキハ此欄ニ記セス  
 期日ノ指定アリタルトキハ書記ハ第一欄乃  
 至第六欄ノ記入ヲ爲シ相手方ノ訴訟代理人  
 ノ氏名ハ知り得ルニ隨ヒ之ヲ追記ス  
 上訴ニ關シ終局判決ト看做スヘキ中間判決  
 ハ之ヲ終局判決トシテ記ス(民事訴訟法第二  
 百七條、第二百二十八條、第四百二十六條、第  
 百九十一條)  
 第八欄ノ「イ」乃至「へ」ノ小欄ニハ請求ノ全部若



ハ一部又ハ攻撃防禦ノ方法ニ付口頭辯論ノ結果ニ屬スルモノヲ記ス故ニ同一事件ニ付數小欄ニ記スヘキコト少カラス

第八欄、第九欄ノ記入ヲ爲スニハ記録號ニ用ヒタル符號文字ヲ用ユ裁判長此ノ記入ヲ爲サ、ルトキハ書記之ヲ爲ス

準備手續ヲ命スル決定ハ第八欄ノ「ハ」即チ「其他ノ結果」ノ小欄ニ記ス但此記ノ側ニ畫線シ之ヲ表示スヘシ

控訴審及抗告審ニ於ケル口頭辯論ニ付テハ別ニ期日簿ヲ作ル此期日簿ノ第二欄ハ二小欄ニ分チ一ハ第一審ノ記録號他ノ一ニハ第二審ノ記録號ヲ記ス第八欄、第九欄ニハ第一

審ノ符號文字ヲ記ス控訴ヲ不適法トシテ棄却シタルトキハ第八欄「ロ」ノ小欄ニ畫線シ之ヲ表示スヘシ

其他ハ前記ノ規則ニ從フ

第二十三條 民事抗告事件ノ帳簿ハ書式第九號ニ從ヒ之ヲ作ル

抗告事件簿ニハ單ニ區裁判所ノ裁判ニ對スル抗告ヲ記ス由

記録號ヲ作ルニハ第一欄ノ進行番號ヲ用ユ

第六欄ニ記スヘキ進行番號ハ各小欄ニ付數字ノ一ヲ以テ始ム第六欄「イ」ノ民事訴訟中ニハ區裁判所ノ執行事件簿ニ記シタル總テノ事件ヲモ包含ス



第七欄「イ」及「ロ」ノ記入ハ第六欄ノ小欄ノ文字ヲ記スルヲ以テ之ヲ爲ス文字「イ」ナルトキハ	第一審ノ記録號ニ用ヒタル符號文字ヲ附記	ス故ニ不動産ノ競賣ニ付抗告裁判所ノ裁判	アリタルトキハ第七欄「イ」ニ(イ)(ヌ)ノ二字ヲ記	入ス抗告ヲ理由アリト言渡シタルトキハ文	字ノ側ニ畫線シ之ヲ表示スヘシ	第三節 破産事件	第二十四條 破産事件ノ帳簿ハ書式第十號ニ	從ヒ之ヲ作ル	破産事件ニ付テハ記録ヲ作ルヘシ	第七欄「ハ」ニハ決定ノ月日及破産手續ヲ停止	(商法第九百八十二條)シタル法律ノ正條ヲ掲
--	---------------------	---------------------	---------------------------	---------------------	----------------	----------	----------------------	--------	-----------------	-----------------------	-----------------------

クヘシ	或ル債權者ノ申立ニ因リ破産手續ヲ再施(商	法第九百八十二條第二項、第一千四十四條)スル	トキハ新番號ヲ以テ事件簿ニ記シ且其新舊	記載ノ所備考ノ欄ニ再施ノ旨ヲ記シ新舊番	號ヲ以テ相指示スヘシ	第五欄ニハ各個ノ記録ノ名ヲ掲クヘシ	左ノ件ニ付テハ各別ニ記録ヲ作ル	イ 手續開始	ロ 配當財團	ハ 負債財團	必要ナル場合ニハ尙ホ左ノ記録ヲ作ル	ニ 配當
-----	----------------------	------------------------	---------------------	---------------------	------------	-------------------	-----------------	--------	--------	--------	-------------------	------



ホ 協諧契約ノ申立

「イ」ニ屬スルモノハ普通手續ニ關スル總テノ書類ナリ例ヘハ管財人ノ選定(商法第千八條)

破産手續ノ停止(商法第九百八十二條)等ノ如シ

破産裁判所ハ其他尙ホ記録ヲ作ルヘキカ又ハ如何ノ方法ニ依ルヘキカヲ定ム

商法第三編第一章ニ依リ左ノ書類ハ公衆ノ展閱ニ供スル爲メ裁判所ニ備フヘキモノトス

一 財産目錄及之ニ關スル調書ノ認證アル

二 報告書及貸借對照表ノ認證アル 謄本(商法第千十四條)

債權表 第十一號

法第千十六條(甲)

三 債權表(商法第千二十四條)

四 協諧契約ノ申立書(商法第千三十八條)

五 配當案(商法第千四十六條)

六 支拂猶豫ノ申立及添附書類(商法第千六十條)

前項ノ書類ハ第六項ノ記録ニ附ス但債權表ハ破産手續終局ノ後ニ非レハ記録ニ附スルコトヲ得ス

第二十五條 届出テタル債權ニ付テハ書式第十一號ニ從ヒ甲乙二箇ノ債權表ヲ作ル

甲債權表ハ三大部ニ分チ之ヲ作ルヘシ第一部ニハ動産及不動産ニ係ル一般ノ先取特權



ヲ記シ第二部ニハ動産ニ係ル特別ノ先取特  
 權ヲ記シ第三部ニハ不動産ニ係ル特別ノ先  
 取特權ヲ記ス(民法債權擔保編第三百十七條、  
 第四百四十六條、第四百六十五條)  
 甲債權表第一欄ノ進行番號ハ各部ニ付數字  
 ノ一ヲ以テ始メ各部ノ中間及未タ届出ナキ  
 部ニ付テハ相當ノ餘白ヲ存シ後日其先取特  
 權ノ届出アリタルトキ之ニ追記スヘシ  
 乙債權表ハ數字ノ一ヲ以テ始ムル進行番號  
 ニ依リ届出ノ順序ニ從ヒ通常ノ債權ヲ記ス  
 同一債權者ノ數多ノ債權ハ之ヲ列記シ各別  
 ニ番號ヲ附ス一名ノ債權者數多ノ請求ヲ甲  
 乙ノ債權ニ付又ハ甲ノ異ナル先取特權ニ付

執行力  
 付與  
 正本  
 ノア

届出タルトキハ其各債權ヲ相當ノ所ニ各別  
 ニ掲クヘシ届出タル債權ノ一部分ニ付先取  
 特權ヲ申立タルトキモ亦同一ノ手續ヲ爲ス  
 届出ヲ補充シ又ハ改正シタルトキハ改正ノ  
 欄ニ補充又ハ改正ノ記入ヲ爲ス先取特權又  
 ハ優等ノ先取特權ノ申立ヲ後日ニ至リ之ヲ  
 爲シ又ハ之ヲ取消シタルトキハ別ニ其請求  
 ノ記入ヲ爲シ従前ノ記入ヲ抹消ス總テ前記  
 ノ場合ニ於テ一方ノ記入ハ他方ノ記入ノ所  
 備考ノ欄ニ之ヲ指示スヘシ  
 第二十六條 商法第千四十九條ノ場合ニ於テ  
 執行力アル正本ノ付與ハ裁判所ノ判決ヲ以  
 テ債權ヲ確定シタルトキノミ之ヲ付與ス(商



法第一千二十六條、第一千四十九條、民事訴訟法第四百九十七條）  
 執行力アル正本ヲ付與シタルトキハ書記債權表備考ノ欄ニ其申立人ノ氏名及付與ノ日時ヲ記入ス（民事訴訟法第五百二十四條）  
 第二十七條 公告ハ（商法第九百八十一條、第九百八十二條、第一千三十五條、第一千三十八條、第一千四十六條、第一千四十八條、第一千五十六條、第一千六十條）裁判所ノ命令ニ從ヒ書記之ヲ爲ス  
 公告ハ裁判所ノ一般又ハ特別ノ命令ニ從ヒ他ノ數種ノ新聞紙ニ掲載スルヲ要セス又ハ數回掲載スルヲ要セサルトキ又ハ新聞紙ニ掲載スル外他ノ方法（裁判所ノ掲示板等）ニ依

ルヲ要セサルトキハ裁判所ノ公告ノ爲定メタル新聞紙ニ一回ノ掲載ヲ爲スヲ以テ之ヲ行ヒ破産手續ノ開始及再施（商法第九百八十一條、第九百八十二條、第一千四十四條）ニハ尙ホ官報ニ拔萃ノ掲載ヲ爲ス  
 此拔萃掲載ヲ除キ其他ノ拔萃掲載ハ裁判所ノ命令アルトキノミ之ヲ爲ス  
 第四節 刑事  
 第二十八條 記録ノ調製及保存、刑事ニ於ケル記録帳簿ノ取扱ハ以下ノ規則ニ從ヒ地方裁判所書記ノ主掌ニ屬セサルモノハ檢事局書記之ヲ爲ス  
 裁判所書記ハ記録ノ差出ニ付檢事ノ命令ニ



從フヘシ  
 記録、裁判所ニ在ル間ハ其記録及之ニ附スヘ  
 キ到來書類ノ取扱ハ裁判所書記ニ屬ス  
 第二十九條 裁判所ノ裁判ヲ實行スルニ付裁  
 判所書記ノ事務ハ通則及左ノ規則ニ從フ  
 公判、豫審ニ於テ判事ノ命令ニ依リ爲スヘキ  
 呼出及職權ヲ以テ爲スヘキ送達ハ書記獨立  
 ニテ之ヲ爲ス  
 執行ニ付檢事ノ指揮ヲ要スル他ノ裁判ハ檢  
 事局ニ交付ス  
 裁判長、豫審判事、受命判事ノ署名ヲ必要トス  
 ル書類ハ淨書ヲ添へ差出スヘシ  
 控訴審及抗告審ヨリ區裁判所ニ記録ヲ返還

スルコトハ檢事局ニ由リ之ヲ爲ス控訴審ニ  
 於テ判決ヲ爲シタルトキハ裁判確定ノ後之  
 ヲ爲ス  
 第三十條 公判期日ハ之ヲ定メタル後直チニ  
 期日簿ニ登記ス期日ノ月日ハ首ニ掲クヘシ  
 進行番號ハ毎日數字ノ一ヲ以テ始ム公判開  
 廷ノ時間中ハ期日簿ヲ裁判所ニ差出シ置ク  
 ヘキモノトス  
 刑事第一審ノ公判ニ付テハ書式第十二號ニ  
 從ヒ刑事期日簿ヲ作ル公判ノ結果ハ第八欄  
 ニ記録號ニ用ヒタル符號文字ヲ記入シ之ヲ  
 表示スヘシ  
 刑事控訴審ノ公判ニ付テハ書式第十三號ニ



從ヒ期日簿ヲ作ル第九欄ノ記入ニハ區裁判所ノ記録號ニ用ヒタル符號文字ヲ用ユ第十欄ノ「ロ」ニハ第一審ノ判決ノ全部又ハ一部ヲ取消サ、ル所ノ判決ヲ記入スヘシ  
 期日簿ハ刑事部毎ニ之ヲ作ル  
 裁判長第八欄、第九欄、第十欄ノ記入ヲ爲サ、レハ閉廷ノ後書記之ヲ爲スヘシ  
 第三十一條 刑事抗告事件ノ帳簿ハ書式第十四號ニ從ヒ之ヲ作ル  
 第二欄ハ區裁判所ノ裁判ニ對シ抗告ヲ提起シタルトキノミ之ヲ記ス  
 第八欄「イ」及「ロ」ニハ第一審ノ記録號ニ用ヒタル符號文字ヲ用ユ抗告ヲ理由アリト言渡サ

レタルトキハ其符號文字ノ側ニ畫線シ之ヲ表示スヘシ  
 上級ノ裁判所トシテ裁判シタル刑事部ノ裁判及判事ノ忌避回避ニ付テノ裁判ハ原本又ハ謄本ヲ特別ノ類聚記録ト爲ス  
 第五節 附則  
 第三十二條 會計事務、登記事務及民事、刑事ノ統計表調製ニ付テハ現行ノ規則又ハ後來定ムル所ノ特別ノ規則ニ從フヘシ  
 第三十三條 從前ノ規則ニ從ヒ終局スヘキ事件ニ付テハ帳簿ノ記載其他書記ノ事務ニ付テノ現行規則ニ從フヘシ但本規則第二十八條及地方裁判所檢事局書記規則第十二條ニ



掲ケタル記録ノ調製保存及記録帳簿ノ取扱  
ニ關スル規程ハ之ヲ斟酌シテ適用スヘキモ  
ノトス若シ右ノ事務區域ニ付疑アルトキハ  
控訴院長及検事長之ヲ協議規定スヘキモ  
トス



書

式

(用紙美濃紙)



書式目錄

番 號	規 則 條 ノ	名	稱	文 符 字 號
一	七	日 記		
二	九	庶務記錄帳簿		
三	一四	定期簿		
四	一八	執達委任簿		
五	一九	民事事件簿		ワ、カ、ヨ
六	二〇	婚姻養子縁組及禁治産事件簿		タ
七	二二	民事控訴事件簿		レ
八	二三	民事期日簿		
九	二三	刑事抗告事件簿		ソ
一〇	二四	破産事件簿		ッ
一一	二五	債權表		



日記

明治何年何月

自何號  
至何號

日記ノ進行番號ヲ記ス

第一號規則第七條

某地方裁判所  
某部

一四	三三	三二
三二	三〇	三〇
刑事抗告事件簿	刑事控訴期日簿	刑事期日簿



	三	二	一	一	號番行進年每
	同	同	四 一ノ 二三	二	日月來到類書
	(カ) 二三 二	(ワ) 二三 二	(ワ) 二三 一	三	號錄記
	何 某	何 某	何 某	四	差出人 氏名
	預金取戻	耕地取戻	貸金	五	大書面 要
	某	某	某	六	氏ノ事判
	一 二	一 〇	一 〇 二三	七	日月ノ判裁
		某區裁判所		イ 八	其後ノ處分ノ 記録ノ遞付爲
		一五 一ノ 二三		ロ	日月
	一四 一ノ		二三 一ノ 二三	九	日月入編錄記
				十	備考

一 此日記ハ每部一ヶ月毎ニ一冊ヲ作ル事務僅少ナル部ニ於テハ  
 一 帳簿中ヲ區別シテ之ヲ記スルコトヲ得  
 一 第一欄ハ一年ニ取扱フ事件ノ數ヲ見ルモノニシテ取扱事件ノ  
 順序ニ從ヒ數ヲ逐テ記入スルモノトス以下毎年進行番號ノ欄  
 皆同シ  
 一 第三欄ノ記録號トハ規則第六條ニ規定スルモノヲ謂フ以下記  
 録號ノ欄皆同シ  
 一 第二欄第七欄第八欄第九欄ノ月日ヲ記入スルニ年ヲ跨ルトキ  
 ハ年ノ數ヲ傍記ス(例ヘハ明治二十三年一月五日ナレハ二三  
 一ノ五ト  
 記スルノ類ノ如シ)以下月日ヲ記入スルノ欄皆同シ第八欄ニハ  
 他ニ記録ヲ遞付シタルトキ其遞付先ト月日トヲ記入ス



明治何年

庶務記錄帳簿

某地方裁判所

第二號(規則第九條)



令 類 聚


壹 ノ イ 法 律 命

	二	一	一	號	番
	、	七明 帝	二	度	年
	、	司法省訓令類聚	三	記 録 ノ 名 稱	
	、		四	數	冊
			五	年 度	既 済
		永 久	六	終 ル 年	保 存 ノ
			七	備	
				考	



ノ モ ル ス 關 = 通 交 務


事 ト 廳 官 他 口 ノ 貳

	二	一	一	號	番
	、	二〇 明治	二	度	年
	、	警察署往復綴	三		記 録 ノ 名 稱
	、	一	四	數	冊
			五	年 度	既 濟
			六	終 ル 年	保 存 ノ
			七		備  考



一	號	番
二	度	年
	三	記 錄 ノ 名 稱
	四	冊 數
	五	既 濟 年 度
	六	保 存 ノ 終 年
	七	備 考

一 庶務記録帳簿ハ數節ニ分チ之ヲ登記ス例ヘハ

第壹節 法律命令及説明

- 壹ノイ 法律命令ノ類聚
  - 壹ノロ 民事訴訟ニ關スルモノ
  - 壹ノハ 刑事訴訟ニ關スルモノ
  - 壹ノニ 登記ニ關スルモノ
  - 壹ノホ 後見ニ關スルモノ
  - 壹ノヘ 供託ニ關スルモノ
  - 壹ノト 訴訟費用及印紙ニ關スルモノ
  - 壹ノチ 雜
- 第貳節 裁判所構成及組織
- 貳ノイ 裁判所ノ構成組織ニ關スルモノ
  - 貳ノロ 他官廳トノ事務交通ニ關スルモノ



貳ノハ 管内區裁判所ノ監督ニ關スルモノ

貳ノニ 書記以下裁判所職員ニ關スルモノ

貳ノホ 執達吏ニ關スルモノ

貳ノヘ 廳内事務室ニ關スルモノ

貳ノト 圖書及什器ニ關スルモノ

貳ノチ 雜

第參節 身分

參ノイ 判事及試補

參ノロ 書記及雇

參ノハ 廷丁及小使

參ノニ 執達吏

參ノホ 雜

第肆節 統計表諸報告

肆ノイ 民事統計

肆ノロ 刑事統計

肆ノハ 事務一覽表

肆ノニ 雜

一 第二欄ニハ記錄ノ年度ヲ記ス

一 第五欄ノ既濟年度トハ記錄ノ不用トナリタル年度ヲ謂フ

一 第六欄保存ノ終ル年トハ記錄ノ既濟トナリタル後其保存スヘ

キ年度ヲ謂フ以下保存ノ終ル年ノ欄皆同シ



定期簿

明治何年

某地方裁判所  
某部

第三號(規則第十四條)

Handwritten entries in red ink, including names and dates, arranged in a grid-like structure.



日何月何

一	號番行進日每	一	號番行進日每	期
二	號 錄 記	二	號 錄 記	日
三	號 番 ノ 記 日	三	號 番 ノ 記 日	期
四	標 ノ 事 目 件	四	標 ノ 事 目 件	日
五	刻 時 ノ 日 期	五	刻 時 ノ 日 期	期
六	ノ 判 主 テ ニ 日 氏 事 任 ノ 付 日	六	ノ 判 主 テ ニ 日 氏 事 任 ノ 付 日	日
七	號 及 備 考 ル 日 記 ノ 番 終 局 ヲ 證 ス	七	號 及 備 考 ル 日 記 ノ 番 終 局 ヲ 證 ス	期
八	號番行進日每	八	號番行進日每	日
九	號 錄 記	九	號 錄 記	期
十	命 令 命 令 命 令	十	命 令 命 令 命 令	日
十一	標 ノ 事 目 件	十一	標 ノ 事 目 件	期
十二	終 局 書 類 又 ハ 取 扱 書 類 ノ 番 號	十二	終 局 書 類 又 ハ 取 扱 書 類 ノ 番 號	日
十三	備 考	十三	備 考	期

一 此定期簿ハ部毎ニ若ハ各部ノ書記毎ニ一冊ヲ作ル

一 此定期簿ハ民事ノ口頭辯論刑事ノ公判ヲ除ク外一切ノ期日期間ヲ記ス

一 第一欄第八欄ノ毎日進行番號ハ一日ニ取扱フ事件ノ數ヲ見ルモノニシテ取扱事件ノ順序ニ從ヒ期日期間毎ニ數ヲ起シ順次數ヲ逐テ記入ス以下毎日進行番號ノ欄皆同シ

一 第三欄日記ノ番號ハ書式第一號日ニ記入シタル書類ノ番號ニシテ判事期日ヲ定ムルノ命令ヲ記シタル書類ノ番號ヲ謂フ

一 第七欄ニハ第三欄ノ書類ニ記スル命令ニ因リ成立チタル書類等ノ番號即チ日記一書式第ニ記入スヘキ番號及備考ヲ記入ス若シ期日前事件結了シタルトキハ其事由ヲ記入シ期日ニ處分ヲ要セサルコトヲ表ス

一 第十欄「イ」ニハ日記一書式第ニ記入シタル書類ヲ期間シタル命令ノ番



號ヲ記入シ「ロ」ニハ裁判ノ月日ヲ記入ス  
一第十二欄ニハ第十欄ノ書類ニ記スル命令ニ因リ成立チタル書  
類等ノ番號ヲ記入シ別ニ成立ツ書類ナキトキハ第十欄ノ書類  
ノ番號ヲ記入ス若シ期間前ニ事件結了シタルトキハ其事由ヲ  
第十三欄ニ記入シ期間ニ處分ヲ要セサルコトヲ表ス

第四號規則第十八條

明治何年

執達委任簿

某地方裁判所  
某部







民事事件簿

明治何年

何郡  
事務ノ種類ニ依リ分タルトキハ郡名ニ代フルニ種類ノ名稱ヲ以テス

第五號(規則第十九條)

ワ、カ、ヨ

某地方裁判所  
某部



一	起訴ノ日	起訴ノ月	起訴ノ日	起訴ノ権利	原告人ノ氏	訴訟代理人ノ氏	訴訟ノ目的	通證書假差	既保	年進行番號ノ毎 記 録
二	拘束	リトナ	月	日	姓名職業住所又ハ現在地	名ノ	物目	常訴及爲押	濟終ノ存	
三	住所身分職業	原何某	住所身分職業	被何某	住所身分職業	原何某	住所身分職業	被何某	住所身分職業	住所身分職業
四	住所身分職業	被何某	住所身分職業	原何某	住所身分職業	原辯護士 何某	所有權追認	貸金貳百圓	一	二
五	住所身分職業	被何某	住所身分職業	原何某	住所身分職業	住所身分職業	住所身分職業	住所身分職業	住所身分職業	住所身分職業
六	住所身分職業	被何某	住所身分職業	原何某	住所身分職業	住所身分職業	住所身分職業	住所身分職業	住所身分職業	住所身分職業
七	住所身分職業	被何某	住所身分職業	原何某	住所身分職業	住所身分職業	住所身分職業	住所身分職業	住所身分職業	住所身分職業
八	住所身分職業	被何某	住所身分職業	原何某	住所身分職業	住所身分職業	住所身分職業	住所身分職業	住所身分職業	住所身分職業

- 一 此事件簿ハ每部一冊ヲ作ル以下事件簿皆同シ
- 一 第一欄ニハ訴ヲ提起シタル月日ヲ記ス
- 一 第二欄ニハ權利拘束ト爲リタル月日ヲ記ス(規則第十九條第三項)
- 一 第六欄ニハ其小欄ノ區別ニ從ヒ各事件ノ進行番號ヲ記入ス
- 一 第七欄「イ」ノ既濟年度トハ記録ヲ既濟トシテ藏置スル年度ヲ謂フ以下既濟年度ノ欄皆同シ



夕		
	婚姻養子緣組及禁治產事件簿	明治何年
		第六號(規則第二十條)
某地方裁判所		
某部		




一	號番行進年每	一	原被告人名	二	住所身分職業	一	住所身分職業	二	住所身分職業
二	所在地	三	代理人姓名	イ	原代理人 何某	ロ	原辯護士 何某	ハ	被何某
三	禁治產事件ノ訴訟	イ	不成立	ロ	對スルニ對テ申立	ハ	成無効	ニ	原何某
四	婚姻事件	ハ	無効	ニ	對スルニ對テ申立	ホ	同	一	被何某
五	養子縁組事件ノ訴訟	ト	無効	チ	對スルニ對テ申立	リ	立成無効	一	被何某
六	終局	イ	於第一審ニ	ロ	依ニ決判	ハ	モルニ依テ	イ	被何某
七	確定シタル判決ノ	イ	於ニ審判上	ロ	モキナ決判	ハ	テ於ニ審判上	イ	被何某
八	記録	イ	月	ロ	費用ヲ	ハ	ニ負擔	イ	被何某
九	既濟ノ存保	イ	日	ロ	三九	ハ	ニ負擔	イ	被何某
十	備考	イ	要旨	ロ	七	ハ	ニ負擔	イ	被何某
十一	控訴ニ三三三	イ	度年濟既	ロ	ニ負擔	ハ	ニ負擔	イ	被何某
十二	記録送付ニ三三三	イ	年ル終ノ存保	ロ	ニ負擔	ハ	ニ負擔	イ	被何某
十三	ノ一三	イ	備考	ロ	ニ負擔	ハ	ニ負擔	イ	被何某
十四	五ノ一	イ		ロ	ニ負擔	ハ	ニ負擔	イ	被何某

一 第四欄ニハ小欄ノ區別ニ從ヒ各事件ノ毎年進行番號ヲ記入ス

同欄「ハ」ノ小欄ニハ婚姻不成立ノ訴「ニ」ノ小欄ニハ婚姻無効ノ訴「ホ」ノ小欄ニハ離婚ノ訴「ヘ」ノ小欄ニハ夫婦同居ノ訴ヲ記入ス

婚姻事件ノ訴ニ養子縁組事件ノ訴ヲ併合シタルトキハ法律第三百二條一事件トシテ主タル欄ニ記入ス

第五欄ニハ終局區別ヲ見ル爲其小欄ノ區別ニ從ヒ第四欄ノ小欄ノ文字ヲ記入ス

同欄「イ」ノ小欄ニハ總テ判決ヲ爲シタル事件ヲ記入シ「ロ」ノ小欄ニハ總テ判決ナク終局シタル事件ヲ記入ス「ハ」ノ小欄ニハ控訴ニ於テ終局シタルモノヲ記入シ「ニ」ノ小欄ニハ上告審ニ於テ終局シタルモノヲ記入ス

第六欄ニハ裁判確定シタルモノニ限り記入ス若シ控訴上告ニ因リ前判決ヲ廢棄若クハ破毀シ又ハ控訴上告ヲ棄却シタルト



キハ其旨ヲ備考ノ欄ニ記入ス  
 同欄中「イ」ノ小欄ニハ確定シタル判決ノ月日ヲ記入シ「ロ」ノ小欄  
 ニハ判決ノ要旨ヲ記入ス  
 一 第一審判決ニ對シ控訴ヲ爲スモノアルトキハ其年月日及書類  
 遞付ノ年月日等ヲ備考ノ欄ニ記入ス

一 原告ノ姓名  
 一 被告ノ姓名  
 一 訴訟ノ原因  
 一 請求ノ内容  
 一 裁判ノ結果  
 一 備考ノ欄  
 一 判決ノ年月日  
 一 判決ノ要旨  
 一 控訴ノ年月日  
 一 控訴ノ要旨  
 一 控訴ノ結果  
 一 備考ノ欄

第七號(規則第二十一條)

明治何年

民事控訴事件簿

某地方裁判所  
某部



第七欄ニハ記録ヲ原裁判所へ返還シタルトキ其遞付先及月日ヲ記入ス

一		二		三		四		五		六		七		八	
號		番		行		進		年		每		區		裁	
一		二		三		四		五		六		七		八	
名		號		錄		記		所		原		告		人	
所		又		ハ		現		在		地		氏		訴	
代		理		人		ノ		名		氏		名		代	
訟		目		的		ノ		物		目		訟		目	
頭		口		日		月		論		辯		頭		口	
先		判		某		區		裁		某		區		裁	
遞		付		先		及		月		日		日		月	
備		考		考		考		考		考		考		考	
一	某	二	某	三	住所身分職業	四	原辯護士	五	貸金	六	二〇	七	某區	八	
二	某	三	住所身分職業	四	何某	五	預金	六	五百圓	七	二〇	八	某區	九	
三	住所身分職業	四	何某	五	何某	六	何某	七	何某	八	二〇	九	某區	十	
四	住所身分職業	五	何某	六	何某	七	何某	八	何某	九	二〇	十	某區	十一	
五	住所身分職業	六	何某	七	何某	八	何某	九	何某	十	二〇	十一	某區	十二	
六	住所身分職業	七	何某	八	何某	九	何某	十	何某	十一	二〇	十二	某區	十三	
七	住所身分職業	八	何某	九	何某	十	何某	十一	何某	十二	二〇	十三	某區	十四	
八	住所身分職業	九	何某	十	何某	十一	何某	十二	何某	十三	二〇	十四	某區	十五	







日何月何

日何月何

				一	號番行進日每	
				二	號錄記	
				三	氏人原被告	
				四	刻時ノ日期	
				五	氏理人ノ訴訟代	
				六	的ノ訴物目訟	
				七	號番行進年毎ノ審對	
				イ	決クニ認拋又判關 判基諾棄ハ決席	口頭辯論ノ結果
				ロ	決局ノ其他 判終	中
				ハ	決判間	和
				三	解	證
				ホ	定決據	其
				ヘ	果結ノ他	其
				九	局ノ期ナ辯 終日キ論	口頭
				十	日ル月領本ノ 月タ收ヲ原	判決
				十一	備考	

一第七欄ニハ對審ヲ爲シタル事件ニ限リ之ニ記入ス  
 日延期和解ノ類ニテ對審ヲ爲サ、ルモノハ記入セス  
 一第八欄ニハ各事件ノ口頭辯論ノ結果ヲ見ル爲ニ小欄ノ區別ニ  
 從ヒ其事件ノ符號文字ヲ記入ス  
 右八欄中「イ」ノ小欄ニハ關席判決(民事訴訟法第二百四十六條以  
 下)拋棄認諾ニ基ク判決(民事訴訟法第二百二十九條)ヲ記入シ「ロ」  
 ノ小欄ニハ「イ」ノ小欄ニ記入セサル總テノ終局判決ヲ記入シ(民  
 事訴訟法第二百二十五條、第二百二十六條、第二百七條、第二百二  
 十八條、第四百九十一條「ハ」ノ小欄ニハ中間判決ヲ記入シ(民事訴  
 訟法第二百二十七條「ニ」ノ小欄ニハ和解ヲ記入シ(民事訴訟法第  
 二百二十一條「ホ」ノ小欄ニハ證據決定ヲ記入シ(民事訴訟法第二  
 百七十四條「ヘ」ノ小欄ニハ上段ノ各小欄ニ記入セサル結果ヲ記  
 入ス即チ訴ノ取下ノ類是ナリ(民事訴訟法第九十八條)



一第九欄ニハ辯論ヲ延期シタルモノ、如キヲ記入ス(民事訴訟法  
第六十九條)  
一第十欄ニハ書記ニ於テ判決ノ原本ヲ領收シタル月日ヲ記入ス  
(民事訴訟法第二百三十七條)

明治何年

第九號(規則第二十三條)

民事抗告事件簿

ソ  
某地方裁判所  
某部











- 第一欄ニハ破産事件ノ毎年進行番號ヲ記入ス
- 第二欄ニハ其小欄ノ區別ニ從ヒ破産宣告申立ノ月日及破産決定ノ月日ヲ記入ス
- 第五欄ニハ規則第二十四條ニ依リ作りタル各記録ノ名ヲ記入ス
- 第六欄ニハ債權額ニ對スル償還額ノ歩合ヲ記入ス
- 第七欄ニハ其小欄ノ區別ニ從ヒ終局ノ月日ヲ記入ス
- 同欄「ハ」ノ小欄ニハ破産手續ヲ停止シタルトキ其法條(商法第九百八十二條)及年月日ヲ記入ス

一	號	行	進	年	每	月	破	立	申	ノ	告	宣	產	破	月
二	九	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
三	九	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
四	九	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
五	九	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
六	九	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
七	九	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
八	九	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
九	九	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇















第 參 部 不 動 產 係 別 特 取 權

債 權 表	
一	進 行 番 號
二	債 權 者 之 職 業 名 稱 住 所 分 別
三	債 權 者 代 理 人 之 名 稱 任 狀 指 示
四	出 屆 日 月
五	出 屆 高 度 圓 厘
六	債 權 之 原 因 及 證 據 書 類
七	調 查 結 果
八	改 正 備 考
九	

- 一 本表ハ一破産事件毎ニ之ヲ作ル
- 一 本表ハ三大部ニ分チ第一部ニハ動産及不動産ニ係ル一般ノ先取特權ヲ記シ第二部ニハ動産ニ係ル先取特權ヲ記シ第三部ニハ不動産ニ係ル先取特權ヲ記ス
- 一 第一欄ハ各部毎ニ數ヲ起シ進行番號ヲ記入ス
- 一 第三欄委任狀ノ指示ハ記録ノ冊數丁數ヲ記スルヲ以テ之ヲ爲ス
- 一 第四欄ニハ債權届出ノ月日第五欄ニハ其届出ノ高ヲ記入ス
- 一 第七欄ニハ破産主任官商法第千二十五條ニ依リ調査シタル結果ト記入ノ年月日トヲ記シ捺印ス
- 一 第八欄ニハ債權ノ届出ヲ補充シ又ハ改正シタルトキ之ヲ記入ス



債

乙

權

表

某地方裁判所  
某部



通 常 債 權

進 行 番 號	債 權 者		債 權 者 代 表 人 氏 名 指 示 狀	屆 出 日 月	屆 出 ノ 高 圓 厘	債 權 ノ 原 因 及 證 據 書 類	調 査 結 果	改 正 備 考
	一	二						
	住 所 身 分 職 業 何 某	住 所 身 分 職 業 何 某						
	何 某	何 某						
	九ノ	九ノ						
	三〇八	五五〇						
	〇五五	六六六						
	貸 金 證	米 賣 渡 代 證 書 并 帳 簿 計 算 書						
	判 決、 確 定、 年 月 日	管 財 人 承 認 六 六 六 ノ 請 求 ヲ 退 却 確 定 額 壹 〇、〇〇〇 年 月 日						

一 本 表 ニ ハ 通 常 ノ 債 權 ヲ 記 ス 其 他 甲 債 權 表 ノ 記 載 例 ニ 同 シ



明治何年

刑事日期簿

第十二號(規則第三十條)

某地方裁判所  
某部



日何月何

日何月何

	三	二	一	一	號 番 行 進 日 每	
	(と) 二 三 三	(ち) 二 二 三	(ち) 二 一 三	二	號 錄 記	
	何 某	何 某	何 某	三	氏 ノ 被 告 人 名	
	一 午後	一 午前	九 午前	四	刻 時 ノ 日 期	
	一 何 某	一 何 某	二 何 某	五	一 原告官氏名 二 民事原告人 氏名	
	二 何 某		一 何 某	六	二 辯護士 氏名	一 代人氏名
	強 盜	詐 欺 取 財	竊 盜	七	罪 名	
		ち	ち	八	決 判 結 決 判 無 果	公 判 ノ 果 果
			一	九	罪 有 行 員 每 受 言 罪 無 無 數 年 者 ケ 進 ノ ヲ	渡 ヲ
		五 一	五 一 二 一 三	十	日 月 領 本 ノ 判 月 収 ヲ 原 決	
	新 期 日 何 月 何 日			十一	備 考	

一 第八欄ニハ公判開廷ノ結果ヲ見ル爲ニ小欄ノ區別ニ從ヒ各事  
件ノ符號文字ヲ記入ス

但「イ」ノ小欄ニハ總テ本案ノ判決ヲ爲シタルモノヲ記入シ「ロ」ノ  
小欄ニハ期日ニ判決ナカリシモノヲ記入ス(例ヘハ公判ヲ延期  
シタルモノ、類ノ如シ)

一 第九欄ニハ一ケ年間ニ言渡ヲ受ケタル者ノ數ヲ見ル爲ニ其進  
行員數ヲ記入ス但有罪無罪ハ各別ニ數ヲ起シ記入ス







日何月何

日何月何

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二
二 (は) 二三	一 (は) 二三	二 (は) 二三	一 (は) 二三	二 (は) 二三	一 (は) 二三	二 (は) 二三	一 (は) 二三	二 (は) 二三	一 (は) 二三	二 (は) 二三	一 (は) 二三
何 某	何 某	何 某	何 某	何 某	何 某	何 某	何 某	何 某	何 某	何 某	何 某
九 午後	九 午前	九 午後	九 午前	九 午後	九 午前	九 午後	九 午前	九 午後	九 午前	九 午後	九 午前
某 (は) 二三	某 (は) 二三	某 (は) 二三	某 (は) 二三	某 (は) 二三	某 (は) 二三	某 (は) 二三	某 (は) 二三	某 (は) 二三	某 (は) 二三	某 (は) 二三	某 (は) 二三
六	五	六	五	六	五	六	五	六	五	六	五
二 何 某	一 何 某	二 何 某	一 何 某	二 何 某	一 何 某	二 何 某	一 何 某	二 何 某	一 何 某	二 何 某	一 何 某
詐 欺 取 財	竊 盜	詐 欺 取 財	竊 盜	詐 欺 取 財	竊 盜	詐 欺 取 財	竊 盜	詐 欺 取 財	竊 盜	詐 欺 取 財	竊 盜
り	り	り	り	り	り	り	り	り	り	り	り
一 〇	一 〇	一 〇	一 〇	一 〇	一 〇	一 〇	一 〇	一 〇	一 〇	一 〇	一 〇
新 期 日 一 ノ	新 期 日 一 ノ	新 期 日 一 ノ	新 期 日 一 ノ	新 期 日 一 ノ	新 期 日 一 ノ	新 期 日 一 ノ	新 期 日 一 ノ	新 期 日 一 ノ	新 期 日 一 ノ	新 期 日 一 ノ	新 期 日 一 ノ

- 一 第五欄ニハ區裁判所ノ名稱ト記録號ヲ記入ス
- 一 第九欄ニハ區裁判所ノ記録號ニ用ヒタル符號文字ヲ記入ス
- 一 第十欄「口」ノ小欄ニハ第一審判決ノ全部又ハ一部ヲ取消サ、ル所ノ一切ノ判決ノ進行員數ヲ記入ス



明治何年

刑事抗告事件簿

第十四號規則第三十一條

某地方裁判所  
某部

82



		二	一	一	毎年 進行 番號
		某	某	二	區 裁判 所 ノ 名
		(は) 二 二	(は) 二 一	三	第一 審ノ 記録 號
				四	裁判 ノ 日 月
		何 對 ス 某	何 對 ス 某	五	事 件 ノ 目 標
		何 某	何 某	六	控 告 人 ノ 氏 名
		同上	不 參 罰 金 ノ 言 告 渡 ニ 對 ス ル 抗 言	七	申 立 要 旨
		は	は	イ	終 局 ノ 裁 判 モ 依 ル
				ロ	裁 判 ノ モ ナ キ
		二 一 二	二 一 二	ハ	裁 判 ノ 日 月
		何 丁	何 丁	ニ	類 聚 ノ 指 示
		一 一 八	一 一 五	九	記 録 ノ 日 月
				十	備 考

一 第二欄ニハ區裁判所ノ裁判ニ對シ抗告ヲ爲シタルトキノミ之ヲ記入ス

一 第八欄ノ「イ」及「ロ」ノ小欄ニハ第一審ノ記録號ニ用ヒタル符號文字ヲ記入ス抗告ノ理由アリト言渡サレタルトキハ其符號文字ノ側ニ畫線シ之ヲ表示ス



